(三)　採取に当たっての説明及び同意
臍帯血供給事業者は、移植に用いる臍帯血の採取に当たっては、移植に用いる臍帯血を提供しようとする妊婦に対し、採取した移植に用いる臍帯血の使途、移植に用いる臍帯血の安全性の確保に関し協力すべき事項その他移植に用いる臍帯血の採取に関し必要な事項について適切な説明を行い、その同意を得なければならないこととした。(第三三条関係)

(四)　支援機関に対する情報の提供
臍帯血供給事業者は、その保存する移植に用いる臍帯血に関し厚生労働省令で定める情報を6の(一)の支援機関に対し提供しなければならないこととした。(第三四条関係)

(五)　研究目的での利用及び提供
臍帯血供給事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、臍帯血供給業務の遂行に支障のない範囲内において、その採取した移植に用いる臍帯血を研究のために自ら利用し、又は提供することができることとした。(第三五条関係)

(六)　補助
国は、臍帯血供給事業者に対し、予算の範囲内において、臍帯血供給事業に要する費用の一部を補助することができることとした。(第四二条関係)

6　造血幹細胞提供支援機関

(一)　支援機関の指定
厚生労働大臣は、営利を目的としない法人であって、(二)の業務(以下「支援業務」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、造血幹細胞提供支援機関(以下「支援機関」という。)として指定することができることとした。(第四四条第一項関係)

(二)　支援機関の業務
支援機関は、造血幹細胞提供関係事業者の行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業及び臍帯血供給事業に必要な協力等の業務を行うものとすることとした。(第四五条関係)

(三)　補助
国は、支援機関に対し、予算の範囲内において、支援業務に要する費用の一部を補助することができることとした。(第五二条関係)

7　罰則
罰則について、所要の規定を設けることとした。(第五五条～第六一条関係)

8　施行日等

(一)　検討
この法律の規定については、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案して必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすることとした。(附則第五条関係)

(二)　施行期日
この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇社会保障制度改革国民会議令(政令第二二四号)
(内閣官房)

1　社会保障制度改革国民会議(以下「国民会議」という。)の会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理することとした。(第一条関係)

2　国民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないこととした。また、国民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによることとした。(第二条関係)

3　国民会議の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定めることとした。(第三条関係)

4　国民会議の運営に関し必要な事項は、会長が国民会議に諮って決めることとした。(第四条関係)

5　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇社会保障制度改革推進法第十三条の政令で定める日を定める政令(政令第二二五号)(内閣官房)

1　社会保障制度改革推進法第一三条の政令で定める日を平成二五年八月二一日とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法　律

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第八十五号

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百十一条の三」を「第百十一条の二」に改める。

第三条中「左の各号に」を「次に」に改め、第一号の三を削る。

第六条第一項第一号の三を削り、同項第三号中「、火災共済協同組合」を削り、「、その種類に従い、共済協同組合」を「その種類に従い共済協同組合」に、「連合会」を「連合会、同条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会に該当するものにあつては共済協同組合連合会」に改め、同条第二項中「、火災共済協同組合」を削る。

第七条第一項第一号中「、火災共済協同組合」を削る。

第八条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、第九条の九第三項に規定する火災等共済組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前条第一項若しくは第二項に規定する全ての小規模の事業者又は全ての事業協同小組合(その地区が全国にわたる火災等共済組合にあつては、これらの事業者又は事業協同小組合のうち、その定款で定める一の業種に属する事業を行うもの)とする。

第八条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　第九条の九第三項に規定する火災等共済組合連合会の会員たる資格を有する者は、前項第一号に掲げる者のうち、当該火災等共済組合連合会の定款で定める一の業種に属する事業を行う第二項に規定する小規模の事業者又は事業協同小組合をその組合員たる資格を有する者としてその定款に定める組合とする。

第八条の二中「前条第六項」を「前条第七項」に改める。

第九条の二第二項中「事業協同小組合は」の下に「、第九条の七の二第一項の認可を受けた場合を除き」を加え、「第九条の七の二第一項第一号」を「同条第一項」に、「うめる」を「埋める」に改める。

第九条の六の二第一項中「共済事業」の下に「(第九条の七の二第一項の認可を受けて同項に規定する火災共済事業を行う事業協同組合にあつては、当該火災共済事業を除く。次項において同じ。)」を加える。

第九条の七の二から第九条の七の四までを次のように改める。

(火災共済事業)

第九条の七の二　事業協同組合であつてその組合員(第八条第二項に規定する資格を有する者に該当する者に限る。)の総数が第九条の二第七項の政令で定める基準を超えること、出資の総額が千万円以上であることその他この法律に定める要件を備えるものについては、行政庁の認可を受けて、火災共済事業(火災により又は火災及び破裂、爆発、落雷その他の主務省令で定める偶然な事故の全部若しくは一部を一括して共済事故としこれらのもののいずれかにより財産に生ずることのある損害を埋めるための共済事業をいう。以下同じ。)であつて、共済契約に係る共済金額の総額が共済契約者一人につき同条第二項の主務省令で定める金額を超えるものを行うことができる。